

栃木市勤労者総合福祉センター指定管理者募集要項

質問と回答

募集要項 記載箇所 (関連含む)	質問	回答
3 ページ	申請書類の事前確認は、提出書類の有無及び記載漏れ等の形式的な確認のみを対象とするのか、それとも募集要項及び様式との整合性を含めた確認を実施いただけるのか、ご教示ください。	申請に必要な書類がそろっているか、記載事項に漏れがないか、収支の計算に誤りがないかを確認します。事業計画書の内容の確認など、選定審査に関わる部分の確認は行いません。
33 ページ	公共施設案内・予約システムについて、導入の際の指定管理者が負担する費用の範囲をご教示ください。システム利用料、保守費用、ライセンス料等が発生する場合、それらは指定管理者の負担となるのか、また指定管理料の積算に含めるべき費用であるのかをご教示ください。	公共施設案内・予約システム及び本システムに搭載しているキャッシュレス決済機能を導入する際に負担する費用はありません。
8 ページ 43 ページ	事業計画書について、提案審査基準の各項目に対する提案内容を補足する目的で、企業理念や施設運営の基本方針、実績紹介等の独自ページを追加しても差し支えないでしょうか。また、そのような追加資料についても提案書の一部として審査対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	任意様式で作成したものを追加資料として添付することは可能です。提出された申請書類（任意様式による追加資料を含む）を基に審査を行います。